

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	1 / 9

# 運 営 規 程

社会福祉法人 青森社会福祉振興団  
みちのくケアプランセンター  
(居宅介護支援事業所)

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	2 / 9

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人青森社会福祉振興団が開設するみちのくケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援サービス及び指定介護予防支援サービス（以下「居宅サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを包括的に提供することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

1 サービスは、利用者が要介護又は要支援状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 サービスは、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 サービスは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行う。

4 サービスは、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行う。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みちのくケアプランセンター
- (2) 所在地 青森県むつ市十二林11番13号

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤 1人）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、自らもサービスの提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員 9人（常勤 9人）  
介護支援専門員は、サービスの提供に当たる。

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	3 / 9

(3) 事務員 1人 (常勤 1人)

事務員は、サービスに係る書類作成・整理、請求、電話・来客対応に当たる。

(4) 職員の増員が必要ある場合は予算の範囲内で行う。

### 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)は除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記にかかわらず電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービス内容の説明と同意)

第6条

1 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

2 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として指定居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

第7条 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な居宅サービスの提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講じる。

(サービス提供に係る確認事項)

第8条 居宅サービスの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という)の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	4 / 9

(要介護認定に係る援助)

第9条

- 1 被保険者の要介護認定及び要支援認定等に係る申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
- 2 サービスの提供に際し、要介護認定及び要支援認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定及び要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 3 要介護認定及び要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定及び要支援認定等の、有効期間満了日の1カ月前には行われるよう、必要な援助をする。

(身分証携行義務)

第10条 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や、利用者やその家族から求められた時は、これを提示する旨を指導する。

(必要書類の交付)

第11条 利用者が他の指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(サービスの内容)

第12条

- 1 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービス計画の作成に当たっては、アセスメントに基づき、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	5 / 9

6 介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議（以下「サービス担当者会議」という）の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。

7 介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。

8 介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス及び介護予防サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス及び介護予防サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

9 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、定期的に利用者の居宅を訪問する。

10 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院もしくは入居を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

11 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退居しようとする要介護者及び要支援者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

12 介護支援専門員は、利用者が訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求める。

13 介護支援専門員は、医療サービスに係る主治の医師の指示がある場合に限り訪問看護等の医療サービスを居宅サービス及び介護予防サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。

14 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見、または同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合は、利用者とその旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

15 指定にかかる、居宅サービスの指定については変更の申請が出来る。

16 介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービス計画の作成または変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにする。

17 介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービス計画の作成または変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	6 / 9

18 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

(サービスの利用料等)

### 第13条

1 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は無料とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、一律2,200円を徴収する。

3 第1項及び第2項の利用料の支払いを受けた場合は、その額を記載した領収書を利用者に対して交付する。

## 第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) むつ市

## 第6章 その他運営に関する重要事項

(法定代理受領サービスに係る報告)

### 第15条

1 市町村もしくは国民健康保険連合会（以下、「国保連」とする）に対して、居宅サービス計画に位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文書を提出する。

2 市町村もしくは国保連に対して、居宅サービス計画に位置づけられている、基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス、または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。

(利用者に関する市町村への通知)

第16条 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合は、市町村に対して通知する。

(1) 正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護及び要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	7 / 9

(勤務体制の確保)

第17条

- 1 利用者に対して、適切なサービスを提供できるよう、職員等の勤務体制を定める。
- 2 職員の質的向上を図るための研修の機会を設ける。

(職員の健康管理)

第18条 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(掲 示)

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、事業所の職員体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第20条

- 1 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報等の秘密を、他の第三者へ漏洩してはならない。
- 2 事業所は、職員に対して退職した後も、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報等の秘密を保持する旨の誓約書を徴する。
- 3 個人情報提供同意書に基づき、利用者から予め同意を得ている場合に限り、居宅サービス事業者等に利用者及びその家族の個人情報等を提供することができる。

(居宅サービス提供事業者等からの利益収受の禁止)

第21条

- 1 介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。
- 2 居宅サービス及び介護予防サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、その事業者から金品・その他の財産上の利益を収受することはしない。

(苦情処理)

第22条

- 1 提供したサービス、または自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 2 自ら提供した居宅サービスに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	8 / 9

3 自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する苦情を、利用者が国保連に申し立てる場合、必要な援助を行う。

4 居宅サービス等に対する利用者からの苦情に関して、国保連から介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した居宅サービスに関して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(虐待防止のための措置)

#### 第23条

1 利用者に対し居宅サービスを提供した際に、高齢者虐待を疑われる状況を発見した場合については、市介護保険課及び地域包括支援センター等関係機関へ相談・通報を行う。

2 高齢者虐待が疑われる事例に関しては、市介護保険課及び地域包括支援センター等関係機関と虐待の可能性について協議し、事実確認を行う為の情報収集を行う。

3 高齢者虐待が疑われる事例に関しての情報収集を実施後、地域包括支援センターを含む「コアメンバー」において検討会議を開催し、決定した事項に沿って支援を継続する。

4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置として、事業所内に担当者を定め「虐待防止委員会」を設立し、「虐待防止の指針」の整備並びに、虐待防止するための研修を実施する。

(事故発生時の対応)

#### 第24条

1 利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第25条 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

#### 第26条

1 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他のサービスの提供に関する記録を整備するとともに完結の日から2年間保存する。

文書番号	居宅-02	みちのくケアプランセンター運営規程	最新版記号	I
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	9 / 9

(その他)

第27条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森社会福祉振興団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

改 定

平成13年	4月	1日	一部改定
平成14年	4月	1日	一部改定
平成15年	4月	1日	一部改定
平成17年	3月	14日	一部改定
平成17年	4月	1日	一部改定
平成18年	2月	1日	一部改定
平成18年	4月	1日	一部改定
平成19年	4月	1日	一部改定
平成20年	4月	1日	一部改定
平成20年	5月	1日	一部改定
平成20年	10月	1日	一部改定
平成20年	12月	21日	一部改定
平成21年	4月	1日	一部改定
平成22年	4月	1日	一部改定
平成22年	9月	15日	一部改定
平成22年	12月	1日	一部改定
平成23年	2月	16日	一部改定
平成23年	4月	1日	一部改定
平成24年	4月	1日	一部改定
平成25年	4月	1日	一部改定
平成25年	8月	1日	一部改定
平成28年	4月	1日	一部改定
平成30年	4月	1日	一部改定
令和 2年	2月	1日	一部改定
令和 3年	4月	1日	一部改定
令和 5年	4月	1日	一部改定
令和 6年	4月	1日	一部改定